

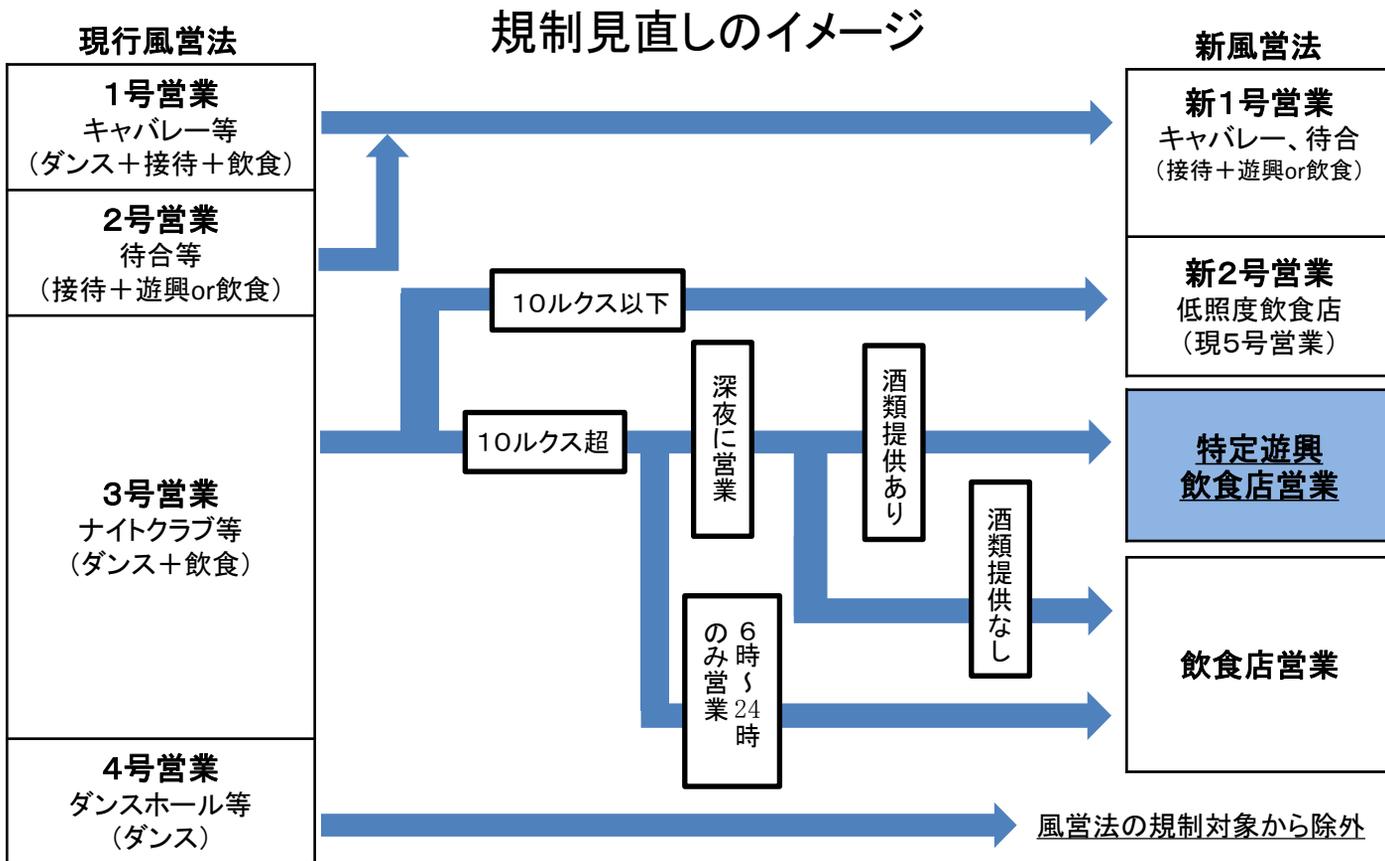
# 特定遊興飲食店営業を始める方へ

平成27年6月24日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、ダンスが風営法の規制対象から除外されて、新しく深夜も営業が可能な「特定遊興飲食店営業」が規定されました。

特定遊興飲食店営業の概要については下記のとおりです。

## ① 特定遊興飲食店営業とは

深夜(午前0時から午前6時までの時間)において客に遊興\*(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供をする営業を「特定遊興飲食店営業」として新しく規定し、都道府県公安委員会の許可を受けることや、営業許容地域等を条例で制限することができることが規定されています。



・深夜営業・酒類提供・遊興  
この三つの条件で特定遊興飲食店営業になります。



※遊興とは

音楽を流してダンスをさせる、歌やバンドの生演奏を聴かせる等  
営業者の積極的な働き掛けにより客に遊び興じさせる行為

## ② 特定遊興飲食店営業の営業可能な地域

特定遊興飲食店は深夜においても営業するため営業可能な地域が制限されており、その地域については条例で次の3カ所に定められています。

また、下記の地域に限らず、条件を満たすホテル・旅館(ラブホテルを除く)内でも営業が可能としています。

岡山駅前の繁華街地域	倉敷駅周辺の繁華街地域	倉敷市水島の繁華街地域
岡山市北区表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目、幸町、田町1丁目、田町2丁目、中央町、磨屋町、中山下1丁目、中山下2丁目、錦町、平和町、本町、柳町1丁目及び柳町2丁目	倉敷市阿知1丁目、阿知2丁目(12番から16番まで及び22番から25番までを除く。)、阿知3丁目及び川西町(16番から21番までを除く。)	倉敷市水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町(6番から12番までを除く。))及び水島西栄町(7番から15番までを除く。)

## ③ 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限等

特定遊興飲食店は深夜においても営業可能ですが、条例で早朝時間帯において営業時間を制限できることとされています。

またその他にも騒音や営業禁止地域等の制限を条例で定められています。

営業時間の制限	騒音及び振動の規制	保全対象施設及び距離
深夜において営業を営んではならない時間は午前5時から午前6時まで	地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで	○ 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの 第2種地域* 50メートル 第3種地域 70メートル ○ 医療法に規定する病院又は診療所で患者を入院させるための施設を有するもの 第2種地域 30メートル 第3種地域 50メートル

## ④ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項

特定遊興飲食店営業者には、風俗営業者と同様に良好な風俗環境を保全するための遵守事項が定められています。

遵守事項
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。</li><li>○ 営業用施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の旅館業の経営の許可を受けたものを除く。)に客を宿泊させないこと。</li><li>○ 客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。</li><li>○ 正当な理由なく従業者から金品を徴し、又は従業者の負担で特殊の容装をさせないこと。</li><li>○ 第三者が客引きをした客のあつせんを受け、又は受けさせないこと。(深夜の営業に限る。)</li><li>○ 営業用施設において法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(第13条において「店舗型性風俗特殊営業」という。)を営み、又は営ませないこと。</li><li>○ 営業中において、営業所の出入口(客が出入りするものに限る。)及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。</li></ul>

※第1種地域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する一般国道及び県道の側端から100メートル以内の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域を除く。)をいう。

第2種地域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び以下の地域(第1種地域に該当する地域を除く。)をいう。

真庭市湯原温泉、下湯原及び豊栄 美作市湯郷及び中山 苫田郡鏡野町奥津及び奥津川西

第3種地域

第1種地域及び第2種地域以外の地域をいう。

**本件に関する質疑については、  
営業所所在地を管轄する警察署  
生活安全課窓口へ**

